### 計 画 書

## 大阪都市計画地区計画の決定(市決定)

都市計画北山町地区地区計画を次のように決定する。

#### 1. 地区計画の方針

	名 称	北山町地区地区計画
	位置	大阪市天王寺区北山町地内
	面積	約 1.0 ha
区域の整備、開発及び保全に関する方針	地区計画の 目 標	本地区は、近鉄大阪上本町駅から南へ約1km、0saka Metro 四天王寺前夕陽ヶ丘駅から東へ約700m、JR 桃谷駅から西へ約700mに位置している。周辺は歴史的・文化的な史跡が数多く残るとともに、小中高等学校や住宅が比較的多く立地する文教のまちとして知られているエリアである。本地区計画では、このような立地特性を鑑み、地域の良好な住環境の維持増進を図りつつ、生活利便や教育環境の向上に資する施設等の導入を誘導することなどにより、良好で魅力ある居住地として発展・醸成することを目標とする。
	土地利用の 方 針	良好で魅力ある居住地として発展・醸成を図るため、土地利用の方針を以下のように定める。 (1) 魅力と活力あふれる住宅市街地の形成を図るため、良質な居住機能に加え、生活利便の向上に資する機能(商業、医療等)及び教育環境の向上に資する機能等を確保し、土地の合理的かつ健全な高度利用を図る。 (2) 通学・通園をはじめ歩行者の安全性と快適性の向上を図るため、ゆとりのある歩行者空間を確保する。 (3) 壁面後退や広場空間など十分なオープンスペースを確保するとともに、質の高いみどりの創出を図る。 (4) 環境への負荷軽減や地区の防災性の向上に配慮した開発とするとともに、バリアフリーに十分配慮したひとにやさしいまちづくりを行う。
	地区施設の 整 備 方 針	<ul><li>(1) 日常的な憩いの場として質の高いみどり空間の確保を図るとともに、 地区の安全性・防災性の向上を図るため、道路側に多目的広場を配置 する。</li><li>(2) 安全で快適な歩行者空間を創出するため、既存歩道等との一体性及び 連続性に配慮した歩道状空地を配置する。</li></ul>
	建築物等の 整 備 方 針	<ul> <li>(1) 敷地の細分化を防ぎ、土地の高度利用と良好な市街地環境を確保するために、建築物の容積率の最高限度と最低限度、建蔽率の最高限度及び建築面積の最低限度の制限を行う。</li> <li>(2) 周辺の市街地環境に配慮した適正な建物を配置させるとともに、安全で快適な歩行者空間を確保し、地区内及び周辺の防災性の向上や、魅力ある都市空間の形成のため、壁面の位置の制限、建築物等の形態・意匠、垣、看板等の制限を行う。</li> <li>(3) ひとにやさしいまちづくりの観点から、高齢者や障がい者等の利便性・安全性に十分配慮した建築物等の整備を行う。</li> </ul>

(4)	建築物の整備にあたっては、効率的なエネルギーの活用やヒートアイ
	ランド対策など、環境負荷低減に配慮するとともに、備蓄倉庫の設置
	等、防災性の向上に寄与する取組みを行う。
建築物等の (5)	駐車・駐輪施設については、地区周辺の交通状況や市街地環境等に配
整備方針	慮して適正な規模を確保するとともに、可能な限り施設内に整備する。
	また、出入口については、周辺に配慮して適切に配置する。
(6)	みどり豊かな景観を形成するため、道路に面する部分をはじめ、中高
	木を中心とした植栽等により、緑化率を25%以上確保する緑化を行う。

#### 2. 地区整備計画

2. 地区整備計画								
	ᆘᅜᄽᆕᇝᇫᄧᄀᄦᅩ			その他の公共空地				
			20の印墨	多目的広場 面積 約 1,800 m <sup>2</sup>				
		地区施設の配置 及 び 規 模		歩道状空地 1 号 幅員 2.5m 延長 約40m				
	1.			歩道状空地 2 号 幅員 4.0m 延長 約 140m				
				歩道状空地 3 号 幅員 2.5m 延長 約60m				
	地区の区分 地区の名称 地区の面積		地区の名称	A地区 B地区				
			地区の面積	約 0. 2ha 約 0. 8ha				
	建築物の		建築物の	1				
	容積率の 最高限度 建築物の 容積率の		容積率の	10 分の 60				
			最高限度					
			建築物の					
			容積率の	10 分の 30				
		最低限度		ただし、公益上必要なものは、この限りではない。				
				10分の5 10分の3				
地区整備計	建築物の 建蔽率の 最高限度 築			ただし、建築基準法第53条第 ただし、建築基準法第53条第				
				3項第1号又は第2号のいずれ 3項第1号又は第2号のいずれ				
			建築物の	かに該当する建築物にあってかに該当する建築物にあって				
			建蔽率の	は、10分の1、同項第1号及び は、10分の1、同項第1号及び				
			最高限度	第2号に該当する建築物又は同 第2号に該当する建築物又は同				
				条第6項第1号に該当する建築 条第6項第1号に該当する建築				
	物			物にあっては、10分の2を加え 物にあっては、10分の2を加え				
画	等			た数値とする。 た数値とする。				
	に	3	建築物の	1.000 2				
	関土	建築面積の 最低限度		1,000 m <sup>2</sup>				
	すっ			ただし、公益上必要なものは、この限りではない。				
	事項壁面の位置の制度			建築物の壁若しくはこれに代わる柱又は建築物に附属する門若し				
			<b>PR</b> あの	くは塀で高さが2mを超えるものは、壁面の位置の制限に反して建築				
				してはならない。				
		<u>11/</u>	位置の制限	ただし、歩行者の利便に供する施設、地盤面下の部分、又は公益上				
				必要な施設については、この限りでない。				
				(1) 建築物等の形態・意匠は、周辺環境に配慮した形態・意匠とする。				
		建築	等物その他の	(2) 建築物及び敷地内に屋外広告物を設置又は掲示してはならない。				
		工化	作物の形態	ただし、自己の社名、店名、商標若しくは建築物の名称表示等に				
		又は	は意匠の制限	かかるもので、都市景観を十分に配慮したものは、この限りでは				
				ない。				
		ı=-	ロフルシンの	道路に面して垣又はさくを設置する場合は、原則として、生垣、フ				
		垣又はさくの		ェンス又は鉄さく等で、地区の景観に配慮したものとし、ブロック又				
	構造の制限		算道の制限	はこれに類するものを設置してはならない。				

「地区計画の区域、地区整備計画の区域、地区の区分、地区施設の配置及び壁面の位置の制限は説明図表示のとおり」

北山町地区において、良好で魅力ある居住地としての発展・醸成をめざし、地域の 良好な居住環境の維持増進を図りつつ、生活利便や教育環境の向上に資する施設等の 導入を誘導することなどにより、土地の合理的かつ健全な高度利用を図り、良好な市 街環境を形成するため、本案のとおり、地区計画を決定するものである。 1. 決定に係る土地の区域 大阪市 天王寺区 北山町地内

# 位 置 図







